

農

を支える

～農業委員～

地の集積・集約化の促進や遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進など、農地利用の最適化に取り組んでいます。

二宮町の農業は、都市近郊農業として露地野菜、みかん栽培を中心に発展してきましたが、農業者の高齢化と後継者不足等により、遊休農地が目立ってきています。

二宮町農業委員会は昭和26年に設置され、農業者の立場を代表する機関として活動してきた組織で、担い手への農



～農業委員会の取り組み～

① 農地の確保と有効利用

農地の売買、賃借の許可や利用状況調査など、効率的に農地を利用できるよう審査しています。

② 農地の利用の最適化

農地の集積・集約化や耕作していない農地(遊休農地)の発生防止・解消など、地域農業を最適に保つよう努めています。

③ 担い手の育成・確保

新たな農業の担い手の育成・確保や農業経営の合理化に向けた支援など、地域農業の発展を目指しています。

④ 地域の課題解決

農業者の代表として、農業者や農業団体、地域の声を国や県などの行政機関に伝えています。

私たちが農業委員

「農業委員会等に関する法律」の改正により、農業委員の選任方法が「選挙」から「町長任命」へと変更となって初めての改選で、新たに第23期の委員として12名が決定しました。

任期：平成29年7月20日～平成32年7月19日(3年間)



委員名(担当地区)※敬称略 ◎…会長 ○…副会長

後列(左から)原 淳利(二宮)、原 恵子(二宮)、倉持 純子(山西)、西山 聖二(中里)、秋山 啓治(中里)、井上 宗士(一色)

前列(左から)中村 隆一(山西)、野谷 茂(山西)、○小林 徳博(中里)、◎野谷 和雄(川匂)、露木 聖一(一色)、橘川 直泰(一色)

農地の適正利用

ご協力
ください

農地パトロール

農地は、耕作・管理の権利や義務、農地以外の利用などについて農地法で厳しく規制されています。

農地は、荒廃してしまうと復旧に多額の費用や労力が必要です。適正な管理にご協力をお願いします。

また、耕作・管理が難しい場合は農業委員へご相談ください。

町内の農地すべてを巡回し、利用状況を調査します。

期間：8月28日(月)～10月31日(火)

内容：農地の適正利用、耕作・管理状況など

問 農業委員会事務局